

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から51年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

昭和50年*月*日に結婚し、それから2週間以内に市町村役場で国民年金に任意加入した。保険料は、金融機関の窓口で3か月ごとに納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年*月*日に結婚した後、2週間以内に市町村役場で国民年金に任意加入し、保険料は金融機関の窓口で3か月ごとに納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年12月に加入手続したものと推認でき、申立内容と符合しないほか、この時点において申立期間①は、過年度保険料となるが、申立人は、さかのぼってまとめ払いをした記憶は無いとしている。

また、市町村役場が保管する被保険者名簿によると、申立人は、昭和51年12月に加入手続した時点においては、強制加入被保険者とされていたことから、市町村役場は、収納可能であった同年4月から同年12月までの9か月の現年度保険料をさかのぼって収納したが、申立期間①は、過年度保険料となるため、市町村役場は収納できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入当初から保険料を金融機関で納付してきたと申し立てているところ、A市において金融機関の窓口で納付が可能となったのは、昭和51年10月からであり、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立どおり保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿を調査し、各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立人は、昭和 51 年 4 月以降は申立期間②を除き国民年金保険料を現年度及び前納で納付している上、夫の転勤等で 6 回住所を変更しているが、国民年金の住所変更届は異動日からすべて 1 か月以内に適切に行われていることから、申立人の年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立期間②については、3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入した直後であり、保険料納付意識が高まっていた時期であったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②の前後を通じて、住所や生活状況に特段の変化は無かったとしていることから、申立人に申立期間②の保険料を支払えない理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

昭和36年に結婚して、自治会の回覧板で国民年金のことを知り、夫婦二人一緒に自治会で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。夫の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

国民年金加入当初は、集金人が自宅に2か月から3か月に一度来られ、保険料を納付すると年金手帳に印紙を貼^はってくれ、印鑑を押してもらっていたことは覚えているが、納付金額は覚えていない。その後、納付書による保険料納付に替わり、口座振替に替わったと思うが、いつからだったのかは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の保険料を、いつも一緒に納付していたと申し立てているところ、申立人及び夫の納付日の確認できる昭和38年7月から45年6月までの納付記録をみると、84か月のうち、明らかに違う納付日はわずか3か月のみで、大半は同一日に現年度納付されていることが確認でき、申立内容と符合する。

また、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、夫婦二人とも「52 催」のゴム印が確認でき、夫の特殊台帳及び被保険者名簿を見ると、申立期間②の保険料を昭和52年11月28日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、平成8年12月までの保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間②は、3か月と短期間であり、納付意識の高い申立人が申立期間②の保険料について、夫の分だけ納付し、自身の保険料を納付していなかったとは考え難い。

しかしながら、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年7月23日に払い出されており、申立期間①の保険料を現年度納付することはできず、過年度納付はできるものの、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、2年分の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

そこで、申立期間①の保険料が、納付可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、夫婦二人一緒に自治会で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、夫の国民年金手帳記号番号は昭和36年12月20日に払い出されており、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

昭和43年4月に、夫の国民年金保険料の集金人から強く勧奨され国民年金に加入した。

納付を始めたころの保険料は夫婦二人分で500円であり、私が毎月集金人に支払っていた。

申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、夫の国民年金保険料の徴収に来ていた集金人から勧奨されて国民年金に加入し、昭和43年4月から夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、昭和41年5月19日にA市において、また、同年5月以降にB市において、それぞれ異なった手帳記号番号が払い出されているものの、前者については不在消除の取扱いが、後者については無効の取扱いがなされていることが確認できる。しかしながら、無効の取扱いがなされた手帳記号番号については、無効とされた年月日が不明であり、申立人が申立期間に係る保険料を、この手帳記号番号により納付していた可能性も否定できない。

また、申立人が夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間にあつては納付済期間とされている。

さらに、申立人は国民年金への加入、保険料の納付に至る経緯及び保険料の納付方法について、具体的かつ詳細に陳述しており、特段不合理な点は認めら

れず、夫婦二人分の保険料の納付を担っていた申立人が、夫の保険料を納付しながら自身の保険料を納付しないのは不自然である。

なお、申立人は昭和 43 年 4 月から保険料の納付を開始し、開始当時の保険料は夫婦二人分で 500 円であったとするところ、保険料が 1 人当たり 250 円であった期間は 44 年 1 月からであり、43 年 4 月から納付を開始したとの陳述を勘案すると、申立人は 44 年 4 月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

昭和42年4月ごろ、将来のこと考え、妻が夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれた。

A市に住んでいた時には、妻が自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付しており、その際、集金人が年金手帳に印紙のようなものを貼付^{ちようふ}してくれていた。

昭和48年ごろ、B市の自宅に来た集金人に国民年金への加入を勧められ、再び妻が夫婦一緒に夫婦二人分の加入手続をした。

申立期間について、保険料を納めた時期、金額等は覚えていないが、妻が集金人に納付していた記憶があるので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたのに、申立期間について未納とされていることに納得がいかないとして申し立てている。

まず、申立人の申立期間前後の保険料の納付状況をみると、いずれの期間も現年度納付されていることが確認できる。

また、これら申立人の申立期間前後の期間は、平成20年3月12日に未納から納付済みに記録の訂正がなされている上、申立期間後の納付記録については、社会保険庁の電算記録と特殊台帳の記録が相違している。

さらに、申立人の妻についても、申立人と同様、申立期間の直前の期間が未納から納付済みに記録の訂正がなされていることなどから、社会保険庁の当時の記録管理が適正に行われていなかった可能性も否定できない。このような状況を踏まえると、申立期間の納付記録にも誤りのある可能性が高いと考えるのが相当である。

加えて、申立人夫婦二人分の保険料の納付を担っていた申立人の妻は、当時の保険料の納付方法等について具体的に陳述しており、その陳述に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

昭和42年4月ごろ、将来のこと考え、私が夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。

A市に住んでいた時は、私が自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付しており、その際、集金人が年金手帳に印紙のようなものを貼付^{ちようふ}してくれていた。

昭和48年ごろ、B市の自宅に来た集金人に国民年金への加入を勧められ、再び私が夫婦一緒に夫婦二人分の加入手続をした。

申立期間について、保険料を納めた時期、金額等は覚えていないが、集金人に納付していた記憶があるので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が夫婦二人分の保険料を納付していたのに、申立期間について未納とされていることに納得がいけないとして申し立てている。

そこで、申立人夫婦の申立期間前後における保険料の納付状況をみると、申立人夫婦共に申立期間の直前の期間については、現年度納付していることが確認できる。一方、申立期間直後の期間について申立人は未納であるものの、その夫は現年度納付していることが確認でき、申立人が夫婦二人分の保険料の納付を担っていたことを踏まえると、自身の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人の申立期間直前のこの期間は、平成16年6月9日に未納から納付済みに記録の訂正がなされている上、申立人に対して申立期間に近接する昭和42年3月7日及び同年4月27日に異なる年金手帳記号番号が払い出されている。

さらに、申立人の夫については、申立期間の前後の期間が未納から納付済みに記録訂正がなされていることなどから、社会保険庁の当時の記録管理が適正に行われていなかった可能性も否定できない。このような状況を踏まえると、申立期間の納付記録にも誤りのある可能性が高いと考えるのが相当である。

加えて、申立人夫婦二人分の保険料の納付を担っていた申立人は、当時の保険料の納付方法等について具体的に陳述しており、その陳述に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、31 歳の時に独立開業しました。その時点では、国民年金に加入していませんでしたが、その後しばらくして加入しました。当時の国民年金保険料の領収証書は残っておらず悔やまれますが、当時顧問をお願いしていた会計事務所に私の確定申告書の控えが残っており、納めていたのは間違いないので記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時期は定かではないが、加入後の保険料は現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の前後の同記号番号より昭和 62 年 3 月ごろであることが確認できるほか、申立期間を除く、同年 4 月から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成元年 2 月の前々月の昭和 63 年 12 月までの期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 63 年分の所得税の確定申告書控えの社会保険料控除欄をみると、昭和 63 年 1 月から同年 12 月までの保険料額に一致する金額が記載されている。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であるほか、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月の国民年金保険料(付加保険料を含む)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月

私は、国民年金に加入後の保険料納付は、市から送られてきた保険料納付書で、金融機関から保険料を納めていました。申立期間の保険料も同じ金融機関に納めていたので、未納扱いとされていることには納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、国民年金の強制加入期間である昭和52年5月から63年10月までの期間について、申立期間の1か月を除き、保険料は付加保険料を含みすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立期間について、申立人が所持するA市の昭和53年度の国民年金保険料領収証書を見ると、昭和53年4月から同年8月までの期間及び54年1月の保険料を申立人が陳述する金融機関で納めていることが確認できる。また、申立人は、53年11月に住所地の変更に伴い、転居先のB市において国民年金の住所変更手続を行った上、同市の納付書で同年10月から54年3月までの期間の保険料を同じ金融機関で納めていることが確認できるなど、申立人の領収証書には申立期間の保険料を納付したことを示す領収印は無いが、同年1月の保険料(付加保険料を含む)が重複納付されていることが確認できる。

この点に関して、領収証書の昭和54年1月の領収欄に53年4月の保険料が領収された同年7月3日より早い同年5月31日の日付がみられ、保険料を収納した金融機関が54年1月を先に収納するという不自然な収納処理をしたものと考えられるほか、社会保険事務所で現年度保険料の重複納付が確認された場合、未納記録であった53年9月の保険料に期間変更処理すべきところ、その記録は確認されず、重複期間の保険料が還付された記録も見当たらない。

これらの状況を踏まえると、申立人の申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）は、重複納付となっている昭和 54 年 1 月の保険料を、申立期間の保険料に期間変更することをもって納付していたものと考えることが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、A市に転居した昭和47年10月以降の国民年金保険料を、3か月ごとに自宅に来る集金人に納付して、その場で領収書をもっていた。

当時の領収書は保管していないが、申立期間①及び②について、保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、20歳から60歳までの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと考えられる上、申立期間は①及び②を合計しても6か月と短期間である。

また、A市の保管する国民年金被保険者名簿の検認記録から、申立期間①及び②の前後の期間の保険料が現年度納付されていることが確認できる。

さらに、A市は、申立期間①及び②当時の保険料の収納方法について、集金人又は検認員による戸別集金を行っていたとしており、申立人の陳述と符合する上、申立人は、申立期間①及び②当時について、長女の出産直後で自宅におり、当該出産を除き、特に生活状況等の変化はうかがえない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から52年3月まで

私は、昭和51年の春ごろに自宅を訪問した区役所の係員に、加入しないと年金が受けられなくなると指導され、妻と共に夫婦二人分の国民年金に再加入した。

再加入後の最初の保険料は、その係員に夫婦二人分の保険料を渡し、国民年金の説明書のような紙をもらった。その後は妻が近くのA銀行B支店に3か月ごとに夫婦二人分送付されてきた納付書を持参し、納付していた。

納付していた保険料額は全く覚えていないが、加入しないと年金が受けられなくなると言われたのでその場で加入し、直近の3か月を夫婦二人分納付したのであって、それ以後の未納は無いはずである。私が国民年金保険料を納付したことは間違い無いので、1年以上も未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を現年度納付により完納している。

また、夫婦二人分を一緒に納付してきたとしている申立人の妻の納付記録をみると、昭和51年度以降はすべてを現年度納付により納付済みとなっている。

さらに、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月14日に連続した番号で払い出されていることから、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったと考えられるところ、申立期間のうち、昭和51年度の保険料については、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間の保険料については、申立人の妻の納付記録も未納とされており、申立人の納付記録と同

様に昭和 53 年度に催告を受けていることが特殊台帳によって確認できることから、申立人に係る当該期間のみ国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年8月まで

私は、夫が経営する会社を平成元年11月に退職し、時期は定かでは無いが、その約1年から2年後に区役所で国民年金の加入手続を行った。その時、窓口で厚生年金保険に加入していたことを説明すると、それまでの期間の納付書を発行してくれたので保険料を納付した。

私は、会社を退職した平成元年11月から第3号被保険者になる前の2年12月まで保険料を完納していると思っていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の第3号被保険者該当届は、平成3年11月ごろに提出されたことが社会保険庁の資格の記録から推定され、申立人が加入手続を行ったとする時期とおおむね符合する上、第3号被保険者資格は、夫の被扶養配偶者として認定された同年1月30日にさかのぼって取得していることから、加入手続時点で、申立期間を含む元年11月から2年12月までの保険料は、時効完成前の納付が可能な過年度保険料であったことが分かる。

また、申立期間は10か月と短期間であり、申立期間直後は過年度により納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納が無く、第3号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適切に行われており、年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から39年3月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

昭和38年9月から、夫が夫婦二人分の保険料を集金人に支払っており、夫が53年に亡くなって以降は、私が保険料をきっちり支払ってきたのに、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和38年9月から、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に一緒に支払っていたと申し立てている。

そこで、夫婦二人分の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和39年8月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間①の保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対して、納付することができなかつたものと考えられるが、申立人は、当時の保険料納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする夫も既に亡くなっているため、具体的な納付状況が不明である上、夫についても、申立期間①は未納となっている。

また、夫が申立期間①の保険料を集金人に現年度により納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、夫が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は、夫が昭和 53 年に亡くなって以降は、申立人が保険料を納付してきたと申し立てているところ、納付記録の始まる 39 年 4 月以降、60 歳期間満了まで、申立期間②を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられるほか、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の未納保険料について過年度納付していることから、申立人の未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間②は 3 か月と短期間である上、申立人は、夫が亡くなって以降も、申立人の経営する店の収入等があり、経済的に余裕があったとしていることなどを考慮すると、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から42年3月まで
夫婦二人で国民年金に加入して以来、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。
申立期間について、妻は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人で国民年金に加入し、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、夫婦二人分の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に連番で払い出されている上、夫婦が同一期間に対し過年度納付していることから、申立てどおり、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる。

また、夫婦二人分を一緒に納付したとする妻の特殊台帳を見ると、申立期間に相当する昭和41年4月から42年3月までの保険料を、50年10月22日に特例納付(第2回目)していることが確認できるとともに、40年2月以降60歳期間満了まで保険料を完納し、申立人も、39年11月以降60歳期間満了まで、申立期間を除き、保険料を完納していることから、夫婦の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、第1回目の特例納付時のものと思われる領収印の無い夫婦二人分の納付書を所持しており、この当時、夫婦一緒に夫婦二人分の納付書が発行されたことが分かる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私と妻は、昭和40年ごろ、集金人に勧められて国民年金に加入し、それ以来、夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付した。

具体的な時期は定かではないが、石油ショックが収まった50年以降に、市政だよりをみて過去の未納保険料を納付できることを知ったので、夫婦で満額の年金を受けたいと思い、私が夫婦二人分の保険料約40万円を区役所の年金窓口で支払った。一緒に支払った妻の納付済記録があるのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な時期は定かではないが、昭和50年以降に市の広報誌を見て、申立人が夫婦二人分の保険料約40万円を区役所の年金窓口で一緒に納付したと申し立てている。

そこで、申立人が夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の妻の特殊台帳を見ると、申立期間に相当する昭和36年4月から40年3月までの保険料を55年6月に特例納付していることが確認できる上、この時点における夫婦二人の納付状況は、ともに特例納付によらなくとも60歳まで保険料を納付すれば年金受給資格期間を満たすことができる状況であったことから、申立てどおり、年金を満額受給するために特例納付を行ったものと考えられる。

また、申立人は、納付金額を約40万円としているところ、夫婦二人分の特例納付の合計金額は38万4,000円でありおおむね一致している。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月に夫婦連番で払い出されており、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったことがうかがえるほか、申立人及びその妻は、申立期間直後の40年4月以降、それぞれ60歳期間満了まで保険料をすべて現年度により納付している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から同年9月まで

昭和44年10月に、B業店を開業してすぐにA区役所で国民年金の加入手続を行い、当初の保険料は3か月ごとに窓口で納付して、年金手帳にスタンプを押してもらった。

昭和45年※月に結婚してからは、いつも妻の分と一緒に窓口で夫婦二人分を納付していたが、納付書が郵送されるようになってからは、区役所及び近くの銀行で納付した。その後、口座振替に変更をしたが、申立期間は口座振替変更前であったと思う。

平成18年10月ごろに、妻が社会保険事務所で保険料納付記録を確認したところ、私の分が昭和51年1月から同年3月まで、妻の分が50年7月から同年9月までの期間が未納だと言われたので調査を依頼した。

その調査の結果、平成20年12月ごろに、社会保険事務所から、コンピューター化への移行時に入力ミスがあったことが判明したため、夫婦共に昭和50年7月から同年9月までの期間を未納に訂正した旨の電話連絡があった。

いままで、漏れ無く納付してきたのに、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和44年11月から60歳到達まで、申立期間の3か月を除き、前納等により保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、昭和44年10月以降、同一地域内で自営業を営み、事業は順調で申立期間において生活状況の変化はみられない。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料はすべて現年度納付されていること

などを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、社会保険事務所の納付記録をみると、申立期間について催告された^{しせき}事蹟が無い上、オンライン処理化に伴う不適切な記録管理も見受けられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から同年9月まで

昭和45年5月に、夫がA区役所で国民年金の加入手続をしてくれた。

保険料は、いつも夫が私の分と一緒に窓口で夫婦二人分を納付していたが、納付書が郵送されるようになってからは、区役所及び近くの銀行で納付した。その後、口座振替に変更をしたが、申立期間は口座振替変更前であったと思う。

平成18年10月ごろに、私が社会保険事務所で保険料納付記録を確認したところ、夫の分が昭和51年1月から同年3月まで、私の分が50年7月から同年9月までの期間が未納だと言われたので調査を依頼した。

その調査の結果、平成20年12月ごろに、社会保険事務所から、コンピューター化への移行時に入力ミスがあったことが判明したため、夫婦共に昭和50年7月から同年9月までの期間を未納に訂正した旨の電話連絡があった。

いままで、漏れ無く納付してきたのに、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和45年4月から60歳到達まで、申立期間の3か月を除き、前納等により保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、結婚後の昭和45年5月以降、同一地域内で夫と共に自営業を営み、事業は順調で申立期間において生活状況の変化はみられない。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料はすべて現年度納付されていることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、社会保険事務所の納付記録をみると、申立期間について催告された事蹟^{じせき}が無い上、申立人の夫についてオンライン処理化に伴う不適切な記録管理も見受けられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 12 月 30 日まで

60 歳の年金裁定請求時に社会保険事務所へ行った時、A 社及び B 社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みであることを知った。

B 社とその後勤務した C 社は夫と共に勤務しており、自分の B 社の厚生年金保険被保険者期間だけが脱退手当金支給済みということは考えられない。

脱退手当金を請求したことは無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金支給決定日の直前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が当該期間を失念するとは考え難いことに加え、申立期間を含む 3 回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 44 年 10 月 3 日に支給決定されていることが確認でき、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社。）B本店における資格取得日に係る記録を昭和27年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月31日から同年4月20日まで

昭和26年3月にA社に入社し、60年1月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。この期間は同社C支社から同社B本店へ転勤した時期と重なる。継続して同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出のあった在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和27年3月31日に同社C支社から同社B本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「昭和27年3月31日をC支社での資格喪失日、同年4月20日をB本店での資格取得日とした届出に何らかの事務的過誤があったと思われる。」旨、回答していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 3384

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月30日から同年7月8日まで

昭和31年4月1日に、A社に入社して、平成4年10月31日に退職するまで、継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、同社D支店から同社C支店へ転勤した時期に、厚生年金保険加入期間に1か月の未加入期間が生じている。申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間も同行に継続して勤務し（昭和36年6月30日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年7月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りが有ったものと思われることから、事業主が昭和36年7月8日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社（現在は、C社。）における資格喪失日を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務している期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。A社には、昭和44年4月1日に入社し、途中、B社への出向期間があったが、申立期間も含め現在も継続して勤務しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事記録、及びB社保管の給与明細書から、申立人が、B社に継続して勤務し（昭和46年11月1日に同社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届において資格喪失日を誤って届け出たと陳述している上、当該事業所の保管する被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの昭和46年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月9日に、資格喪失日に係る記録を同年11月21日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を2万円とし、同年10月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月9日から同年5月1日まで
② 昭和43年10月30日から同年11月21日まで

私は、昭和43年4月9日から同年11月20日まで、A社に勤務したが、社会保険事務所の厚生年金保険加入記録では、同年5月1日から同年10月30日までの加入となっている。

私が所持する申立期間の給与支払明細書には、厚生年金保険料を控除されていたことが記載されているので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書及びA社が保管する給料台帳により、申立人が申立期間においても同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、昭和43年4月の標準報酬月額については、給与支払明細書及び給料台帳の報酬額から、2万円、申立

期間のうち、同年 10 月の標準報酬月額については、給与支払明細書及び給料台帳の保険料控除額から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、届出を行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月21日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月21日から同年6月5日まで

私は、平成8年3月21日にA社に入社したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日は、同年6月5日となっている。

しかし、元事業主から入手した賃金台帳には、給与の支払いが始まった平成8年4月から厚生年金保険料が控除されたことが記載されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主が保管する賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成8年3月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、A社が保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の同社における資格取得日が平成8年6月5日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年3月から同年5月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和30年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月31日から30年1月1日まで

私は、A社に昭和29年4月1日に入社し、平成4年3月31日に同社を定年退職するまで継続して勤務していた。途中、昭和30年1月1日付けで本社からB支社に転勤になる直前に厚生年金保険の加入期間が1か月空白とされていることに納得がいかない。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社提出の身上調書により確認できる。

また、A社は、「申立人は本社からB支社へ転勤となった際、本来ならば昭和30年1月1日にB支社における厚生年金保険被保険者資格の取得と同時に被保険者資格の喪失がなされるべきところ、資格喪失日を29年12月31日とした。」としている。

さらに、A社からは「身上調書によると、申立期間も当社に勤務していることにより保険料を控除していたと思われる。」との回答が得られた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年11月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めているものの、「申立期間に係る保険料は控除し、納付した。」と主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。また、事業主が資格喪失日を昭和 30 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 29 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 12 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

平成15年7月1日にA社からB社に移籍し、同年7月4日に同社より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

B社はこのことについて、厚生年金保険料の控除及び当該届出の提出漏れを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有していた賞与支払明細票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細票の控除保険料額から27万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月4日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を107万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

平成 15 年 7 月 1 日にA社からB社に移籍し、同年 7 月 4 日に同社より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のB社はこのことについて、厚生年金保険料の控除及び当該届出の提出漏れを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有していた賞与支払明細票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細票の控除保険料額から107万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和28年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月27日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和23年12月1日から28年12月16日まで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、同社本社において28年10月27日に資格を喪失し、B支社において同年11月1日に資格を再取得しており、1か月の空白期間が生じているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社本社からB支社への異動発令は昭和28年10月27日であったと鮮明に記憶しており、同日付けで一緒に異動した同僚もいた。」と陳述している。

また、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚が「A社に勤務していた者が短期のうちに、退職しすぐに入社することはあり得えないことであり、事務的過誤ではないか。」と陳述している。

さらに、申立人がA社本社からB支社へ同日付けで一緒に異動したとしている同僚は、社会保険庁の記録によると、申立人と同様にA社本社を昭和28年10月27日に資格を喪失し、B支社で同年11月1日に資格を再取得とされていることが確認できることから、申立人の陳述内容は信頼できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和28年10月27日にA社本社からB支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年11月の社会保険事務

所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和38年9月26日に社会保険の適用事業所では無くなっているためこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本店における資格取得日を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月1日から同年2月1日まで

私は、A社で昭和36年2月から平成13年7月まで継続して勤務し、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていた。申立期間を含む昭和45年10月1日から46年5月31日までの期間は同社B事務所でD業務係として勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の経歴書並びに同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も継続して勤務し（昭和46年1月1日にA社C支社からA社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、昭和46年2月1日付けでA社本店において資格を再取得したとされる者はいずれも被保険者期間に1か月の欠落が生じていることから、事業主は同年2月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和24年9月から26年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を24年9月1日に、資格喪失日に係る記録を26年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、24年9月から26年7月までは3,000円、同年8月及び同年9月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年ごろから26年ごろまでの2年間

昭和25年ごろから26年ごろまでの2年間、A社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間当時の労働者名簿により、申立人が、同社に昭和24年6月1日から26年9月30日まで在籍していたことが確認できる。

また、A社が提出した労働者名簿によると、ほとんどの者が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が証言した当時の同社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間当時の同僚として名前を挙げており、A社での厚生年金保険被保険者であったことが社会保険庁の記録により確認できる申立人よりも一歳年長の同僚は、自身と申立人の勤務形態及び労働条件は同一であったと証言している上、同社の現在の事業主も、申立人の労働条件は上記の同僚と同一であったと考えられると証言している。

加えて、事業主は、申立期間当時の厚生年金保険への加入の取扱いについて、詳細は不明であるものの、一定の試用期間後に厚生年金保険の資格取得手続を

行っていたと考えられ、申立人についても、入社後一定期間勤務した時点で、厚生年金保険に加入する取扱いを行ったものと考えられると証言している。

そこで、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所となった以降に同社に入社したことが、申立期間当時の労働者名簿から確認できる申立人と同一職種かつ同年代の同僚の厚生年金保険被保険者記録をみると、当該同僚は、入社日から3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、入社3か月後の昭和24年9月から26年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時にA社に在籍していた申立人と同一職種かつ同年代の同僚の標準報酬月額から、昭和24年9月から26年7月までは3,000円、同年8月及び同年9月は4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の標準報酬月額の変更届及び被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることは難しい。これらのことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年9月から26年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月2日から同年7月1日まで

私は、昭和52年3月1日にB社C支店に入社し、現在に至るまで正社員として勤務している。

しかし、社会保険庁の記録によれば、昭和52年6月2日から同年7月1日までの間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

厚生年金保険の加入期間に空白が有ることは、納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人がB社のグループ企業に継続して勤務し（昭和52年6月2日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年7月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に、同社本社における資格喪失日に係る記録を50年4月1日に訂正し、48年3月の標準報酬月額を13万4,000円とし、50年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和50年3月21日から同年4月1日まで

昭和23年4月から58年6月まで一貫してA社に勤務し、数回、事業所を転勤したが、社会保険庁の記録では申立期間の厚生年金保険加入記録が無かった。当該期間について、厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年4月1日に同社B支社から同社本社に異動、50年4月1日に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和48年2月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当であり、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び58年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険の届出手続で何らかの過誤があったものと思われるとしており、A社が加入する厚生年金基金における資格喪失日が、それぞれ昭和48年3月

31日、また、50年3月21日となっていることから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年3月及び50年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本社における資格取得に係る記録を昭和20年11月13日に、同社D本社に係る資格取得日を22年12月2日に訂正し、20年11月及び同年12月の標準報酬月額を80円とし、22年12月から23年2月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月13日から21年1月7日まで
② 昭和22年12月2日から23年3月1日まで

私は、A社に昭和19年10月1日に入社してから60年6月30日に退職するまで、途切れることなく在職していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険未加入期間があり、納得できない。会社も54年6月の退職手当金の支給の際の勤務月数を34年8か月としているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社発行の申立人に係る社員カード（給与及び勤務関係等記録）及びB社に対する照会回答結果から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年11月13日に同社E支社から同社C本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②については、雇用保険の記録及び上記の社員カード並びにB社に対する照会回答結果により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年12月2日に同社F支社からD本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、昭和21年1月の社会保険

事務所の記録から 80 円とすることが妥当であり、また、申立期間②の標準報酬月額については、A社発行の社員カード(給与及び勤務関係等記録)から 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人が途中で退職したことは考え難く、社会保険事務所の手続漏れ、又はB社の事務手続の過誤であったと思われる。」としていることから、事業主が資格取得日を申立期間①については、昭和 21 年 1 月 7 日と届け、申立期間②については、23 年 3 月 1 日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 20 年 11 月及び同年 12 月並びに 22 年 12 月から 23 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から48年3月まで
両親が私の代わりに、区役所で国民年金の加入手続をしてくれたはずである。保険料も親が納付してくれていたため、詳しいことは分からないが、一緒に保険料を納付していた私の兄の分は納付済みとされているので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料も納付してくれていたはずであると申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、昭和44年12月15日にA市B区で払い出されているものの、その後取消しの処理が行われていることが確認できる。

また、申立人の手帳記号番号の前後の記号番号においても、取消しとされているものが多くみられることから、申立人の手帳記号番号は、昭和44年度に職権により払い出された後に、所在不明等の理由により、いったん取り消されたものとみられ、申立期間に係る保険料を納付することは困難であったと考えられるほか、当時発行された国民年金手帳をみても、申立期間の印紙検認記録欄に検認印は押されていない上に、印紙検認台紙も切り離されていない。

さらに、C市に居住していた期間に係る市の当時の被保険者名簿においても、その期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の両親も故人となっているため、申立期間の保険料を納付した事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年11月までの期間及び39年10月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年11月まで
② 昭和39年10月から51年4月まで

私が結婚する前、同居していた両親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。納付方法は分からないが、実家は家業を営んでいたため、両親又は兄が義姉の分と一緒に私の保険料を納付していたと思うので、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、結婚後、夫から私が後で困らないように、国民年金の加入手続きを行ってくれたことを聞いた記憶があるほか、夫が自宅に茶色の年金手帳2冊と領収証書を保管していたのを見たことがある。

きちょうめんであった夫が11年以上もの長い間、私の国民年金保険料を未納のままにしておくはずはなく、申立期間②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同居していた申立人の両親が加入手続きを行い、保険料は両親又は兄が義姉の国民年金保険料と自身の分と一緒に納付してくれていたはずと申し立てしているところ、その義姉の年金記録をみると、義姉が初めて国民年金の第1号被保険者資格を取得した日は、平成5年10月26日であることが確認でき、申立期間①当時は国民年金に未加入であったことが分かる。

また、A市の被保険者名簿を見ると、申立人の手帳記号番号は、昭和51年5月22日に払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間①の保険料は第三回特例納付以外では納付することはできないが、過去の

保険料をまとめ払いしたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

さらに、申立期間①当時の手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び各種氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらなかった。

加えて、申立人は申立期間①に係る保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行っていたとする両親等からも陳述を得られなかったことから、申立期間①に係る保険料を納付していた事情を酌み取ろうとしても、保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

次に、申立期間②について、申立人の夫が国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずと申し立てしているところ、A市の被保険者名簿及び申立人所持の国民年金手帳を見ると、申立人は昭和51年5月22日に初めて国民年金の任意加入被保険者として加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、この任意加入の時点において、申立期間②の保険料は、制度上さかのぼって納付することはできない。

また、申立期間②当時の手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び各種氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付に直接関与していない上に、保険料の納付を行っていたとする夫は既に故人となっており、申立期間②に係る保険料を納付していた事情等を酌み取ろうとしても、保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から53年3月まで

私は、20歳になった昭和44年6月に、A県B市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、C銀行D支店の口座から、口座振替で、毎月納付していた。

それなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、C銀行D支店から口座振替により納付したと申し立てているが、B市において口座振替による国民年金保険料の収納が開始されたのは昭和62年であり、申立人が、申立期間において、金融機関からの口座振替により、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月29日に、B市で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の大部分の保険料は、時効により、納付することができない。

さらに、氏名別読みによる検索を行っても、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの期間、13年4月から17年2月までの期間及び17年4月から18年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から11年3月まで
② 平成13年4月から17年2月まで
③ 平成17年4月から18年6月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、A信用金庫B支店から、口座振替で、毎月納付していた。

それなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を、A信用金庫B支店の口座から口座振替により納付したと申し立てている。

しかし、A信用金庫における申立人の口座取引記録をみると、申立期間①、②及び③を含む平成10年4月から18年6月までの期間に、申立人の口座から国民年金保険料が引き落とされた記録は無い。

また、国民年金保険料の収納事務は、平成14年4月に市町村から国に移管されているが、社会保険庁のオンライン記録をみても、申立人の口座振替情報及び口座振替の事蹟^{じせき}は記録されていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から45年3月まで
両親から国民年金に加入するよう勧められ、会社を退職した昭和40年10月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をした。
保険料は、乗用車で集金に来ていた30歳から40歳ぐらいの男女二人連れの集金人に、私が納付していたのに未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月ごろA市役所で国民年金に加入し、以後自宅を訪れる集金人に毎月保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得がいかないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和46年6月30日に夫婦連番でB市において払い出されていることが同払出簿から確認でき、40年10月ごろにA市で国民年金の加入手続を行ったとする、申立人の陳述と符合しない上、申立期間のうち、同年10月から43年3月までの期間の保険料は、既に時効の到来により納付することができない。

また、昭和43年4月から45年3月までの期間の保険料については、過年度納付することとなり、集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から45年3月までの期間については、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述しているところ、その期間についてその夫も未納である上、その夫は、平成8年4月22日に年金の資格の変更がなされるまでは厚生年金保険の被保険者として取り扱われていたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料額、集金人の保険料の収納方法等に関する記憶が曖昧であるほか、氏名検索及び縦覧確認を行うも、別の国民年金手

帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年2月まで

A市内の病院を退職し、B市の実家に戻った際、父から「20歳になれば国民年金に加入しなければならない。」と言われ、昭和49年2月又は同年3月ごろに父と一緒にB市役所に行き、国民年金の加入手続をした。

その際、市役所の国民年金の担当職員から、「昭和24年生まれであれば、国民年金に加入できます。手続をしておきますので保険料を集金人に納付して下さい。」と言われたのを覚えている。

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は父が行ってくれた。

後日、未納とされていた期間の保険料を父が集金人にまとめて納付してくれたのに、未納とされている期間があり納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家に戻って以降の昭和49年2月又は同年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、後日、その父が未納期間の保険料をさかのぼって納付してくれたのに未納とされているとして申し立てている。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和49年2月又は同年3月の時点において、申立期間のうち、44年8月から46年12月までの期間の保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立人は、さかのぼって保険料を納付したのは1回だけであったと陳述しているところ、昭和49年3月から50年3月までの期間の保険料を、51年3月16日に一括して納付していることがB市の国民年金被保険者名簿から確認できる上、この時点において、申立期間の保険料は、2か月を除き時効の到来により既に納付することができない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接

関与しておらず、これらを担っていたとする申立人の父も既に死亡しているため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかの酌むべき事情を見いだすこともできなかった。

加えて、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、旧姓を含む氏名の別読検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から51年2月まで

私は、昭和43年に結婚後、元夫から将来のために国民年金に加入するように勧められたので、A市役所で加入手続をし、毎月、市役所の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していた。

間違いなく納めたはずの国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に結婚後、A市役所で国民年金への加入手続をし、以後、毎月市役所窓口で納付書により国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入記録をみると、昭和51年3月29日に任意加入として新規に資格を取得し、同年5月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、任意加入者は加入手続をした日からさかのぼって国民年金の被保険者となれないため、申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号では、制度上申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人はこれまでに保有していた年金手帳について、現在所持する昭和51年5月に払い出された国民年金手帳記号番号による年金手帳以外に年金手帳を保有していた記憶は無いとしている。

さらに、A市では昭和46年度まで印紙検認方式により保険料の収納が行われていたことが確認でき、加入当初から市役所の窓口で納付書により納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、同払出簿の縦覧検索を行うとともに、氏名の別読検索等を行ったが、その存在をうかがわ

せる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年12月まで

私は、結婚後、姉に国民年金への加入を勧められ、A市役所B出張所で国民年金に加入し、保険料は毎年1年分を一括で支払っていた。

しかし、昭和45年12月に夫がC国に転勤になり、保険料の納付が中断した。

C国から帰国後、昭和52年6月ごろからA市で保険料を納付したが、53年からD国に転勤になり60年に帰国するまで再度、納付が中断した。

申立期間当時、毎月保険料を納付するのは手間がかかるので、1年分まとめて納付して手帳に領収印を押してもらっていたが、その時の手帳を幾度かの転勤で紛失した。その後、60歳になった時、未納月数が多いと指摘を受け65歳になるまで保険料と併せて付加保険料も納めた。

当時の記録の証拠になる年金手帳は無いが、A市にて申立期間の保険料を納付したことは間違いないので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、姉から国民年金への加入を勧められ、昭和42年10月ごろにA市役所B出張所で加入手続きを行い、保険料は毎年1年分を一括納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和52年6月23日に任意加入として資格を取得していることが確認できるが、任意加入の場合は制度上、加入手続きを行った日からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人の姉は、申立人に国民年金への加入を勧めたと陳述しているものの、申立人の保険料の納付の開始時期については、覚えていないとしている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、手帳記号番号払出簿の縦覧検索及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から62年3月まで

社会保険庁の記録では昭和59年1月から62年3月までの私の年金記録は全額申請免除期間になっているが、私は今まで免除申請した覚えも無く、保険料は毎月集金人に納付していた。

私は、昭和49年9月に国民年金に加入して以来、保険料を延滞納及び未納にしたことは無く、国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に国民年金に任意加入して以来、保険料を延滞納及び未納にしたことは無く、保険料の免除申請をしたことも無いと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみるとA市及び社会保険庁のいずれも申立期間にあっては、申請免除期間とされていることが確認でき、その記録管理に不備はうかがえない。

また、申立人は、保険料は毎月集金人に納付していたとしているが、A市では、昭和53年3月に集金人制度は廃止されたため、申立期間の保険料を集金人に納付したとする申立てとは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間当時の居住地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

大学卒業後の昭和40年3月以降に、母親が私の国民年金の加入手続きしてくれたと思うが、すべて母親任せであったので手続き時期及び手続き状況など詳しいことは分からない。

母親が定期的に自宅へ来訪する集金人に、同居していた二人の姉の保険料をきちんと納付しているのであれば、私の保険料も一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和45年2月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、40年4月から42年12月までの期間については時効の到来により制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、昭和43年1月以降の保険料は、過年度保険料となり集金人に納付することはできない。

さらに、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の二人の姉のうち、長姉は申立期間に相当するすべての期間が未納となっており、次姉は申立期間に相当する期間の一部が納付済みであるが、特殊台帳によると当該期間の保険料は昭和55年に特例納付されており、申立期間当時は現年度納付されていなかったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しているため、国民年金保険料の納付方法、納付金額等が不明である。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧点検及び氏名別読検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から45年3月まで

昭和45年4月ごろ、A県B市出身の女性の集金人が自宅に来た。その集金人から年金手帳を受け取った。その集金人は「厚生年金保険に加入していても、国民年金とは別なので、20歳までさかのぼって保険料を納付しないと、将来、年金をもらえない。」と言った。また、20歳までさかのぼって保険料を納付できることを聞き、20歳までさかのぼって5年の保険料を納付した。一括で納付した保険料の金額はよく覚えていない。納付したとき、集金人から横長の領収書を受け取った。

C市に住んでいる時、集金人が何度か来た。そのうちの一度は、保険料をまとめて支払った。その他は、その年の保険料（現年度保険料）を数百円支払い、手帳にスタンプが押されたことを覚えている。

昭和45年、自宅兼作業場を災害で失い、年金手帳その他の保険料を納付したことが分かる資料も失った。

上記期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろ、自宅に来た集金人から年金手帳を受け取り、同年に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する国民年金手帳から、昭和46年1月に加入手続を行っていることが確認できる。この場合、申立人が、45年4月ごろに年金手帳を受け取ったとする陳述とは符合しない。また、申立期間の保険料を同年に支払ったとする陳述とも符合しない。

また、申立人の所持する国民年金手帳から、納付の記録となっている昭和

45年4月から同年12月までの保険料は、すべて46年2月20日にD市において納付されていることが確認でき、C市の集金人に支払ったことがあるとする陳述とも符合しない。

さらに、申立人は昭和45年に申立期間の保険料を、まとめて支払ったと陳述しているが、仮に、申立人及びその夫の申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付の組み合わせにより、同年の特例納付実施期間中に納付した場合の保険料額は、申立人は1万8,300円、その夫は2万7,300円、合計4万5,600円となるが申立人及びその夫の記憶は定かではなく、納付したとする保険料額を確認することはできなかった。また、納付時期及びまとめて支払ったとする納付期間についても、申立人及びその夫の記憶は曖昧であり納付したことをうかがわせる事情を汲み取ることはできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、管轄社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の点検及び類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から45年3月まで

昭和45年4月ごろ、A県B市出身の女性の集金人が自宅に来た。その集金人から年金手帳を受け取った。その集金人は「事業をしている人は保険料を納付していないと、将来、年金をもらえない。」と言った。また、20歳までさかのぼって保険料を納付できることを聞き、20歳までさかのぼって6年分の保険料を納付した。一括で納付した保険料の金額はよく覚えていない。納付した時、集金人から横長の領収書を受け取った。

C市に住んでいるとき、集金人が何度か来た。そのうちの一度は保険料をまとめて支払った。その他は、その年の保険料（現年度保険料）を数百円支払い、手帳にスタンプが押されたことを覚えている。

昭和45年、自宅兼作業場を災害で失い、年金手帳その他の保険料を納付したことが分かる資料も失った。

上記期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろ、自宅に来た集金人から年金手帳を受け取り、妻が同年に申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する国民年金手帳から、昭和46年1月に加入手続を行っていることが確認できる。この場合、申立人が、45年4月ごろに年金手帳を受け取ったとする陳述とは符合しない。また、申立期間の保険料を同年に支払ったとする陳述とも符合しない。

また、申立人の所持する国民年金手帳から、納付の記録となっている昭和

45年4月から同年12月までの保険料はすべて46年2月20日にD市において納付されていることが確認でき、C市の集金人に支払ったことがあるとする陳述とも符合しない。

さらに、申立人は昭和45年に申立期間の保険料をまとめて支払ったと陳述しているが、仮に、申立人及びその妻の申立期間の保険料を、特例納付及び過年度納付の組み合わせにより、同年の特例納付実施期間中に納付した場合の保険料額は、申立人は2万7,300円、その妻は1万8,300円、合計4万5,600円となるが申立人及びその妻の記憶は定かではなく、納付したとする保険料額を確認することはできなかった。また、納付時期及びまとめて支払ったとする納付期間についても、申立人及びその妻の記憶は曖昧であり、納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、管轄社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の点検及び類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年3月まで

国民年金に加入して以来、ずっと市役所に保険料を納付してきた。昭和47年7月にA市に転居するまでは、同じ住所であるにもかかわらず、4か月で納付済みの期間が終わっているのは納付できない。また、転居後のA市でもずっと保険料を納付していたと思う。申立期間当時、保険料を滞納するほど家計は苦しくなかったため、申立期間の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立期間について、昭和45年7月の保険料は未納、同年8月から50年3月までの期間は国民年金の未加入期間であることが社会保険事務所の記録から確認できる。

そこで、申立期間について、申立人の国民年金被保険者資格の記録をみると、申立人の夫が厚生年金保険被保険者となったことに伴い、申立人が昭和45年7月1日に強制加入から任意加入として種別変更していること、同年8月16日に国民年金被保険者資格の喪失申出が行われていることが、B市の被保険者台帳から確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄にも同じ資格喪失日が記載されている。その後、申立人が国民年金に任意で資格を取得したのは50年4月7日であることが確認でき、申立期間のうち、45年8月から50年3月までの期間は、任意未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない。

また、昭和45年7月の保険料は任意加入期間であることから、保険料を納付することは可能であるが、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録の昭和45年7月欄に保険料を納付したことを示す検認印は確認されないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年7月まで

昭和36年4月ごろ、長男を出産し自宅にいたところ、A市役所より委託された人が国民年金の加入の勧誘に来たので、国民年金に加入した。加入後の保険料は、父が3か月ごとに来ていた集金人に私と妹の分を一緒に支払っていたはずであり、私も父と集金人とのやりとりを聞いていたこともある。

申立期間の年金手帳は、昭和40年7月に集金人が「これからこの手帳になるから。」と新しい年金手帳を持ってきた。前の手帳も新しい手帳も私は大切に保管していたが、平成8年ごろ、B市役所保険年金課より手帳を全部持参するように通知があり、2冊目だけで今後は全部分かるからと1冊目を回収された。1冊目に納付記録のあった申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、以後、妹の分と共に継続して国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の妹の国民年金記録をみると、妹の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和36年10月17日であることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる。一方、申立人の同記号番号が払い出されたのは40年6月11日であることが確認でき、この払出時点では、申立期間のうち、37年12月以前の保険料については制度上納付できないほか、38年1月から40年3月までの保険料は過年度納付しかできず、申立人が36年に国民年金へ加入し、加入後の保険料を現年度納付していたとの陳述に符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳の発行日は昭和40年6月17日と記載されており、その昭和40年度国民年金印紙検認記録を見ると、昭和40年4月から

同年7月の欄に保険料を納付したことを示す検認印が無い。この点に関して、申立人は、同年7月に年金手帳が新しいものに切り替わったためと陳述しているが、当時、申立人と同居し、かつ、同年8月及び同年9月の保険料を同一日に納付している申立人の妹の年金手帳をみると、同年4月から同年7月までの欄に検認印が押されているほか、新手帳への切り替えは確認されず、申立人の年金手帳だけが切り替わったとするのは不自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらなかった。

加えて、申立期間当時、申立人自身は保険料納付手続に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から60年3月まで

私は、昭和52年6月に会社を退職して自営業を営んでいた。当時、仕事が忙しく国民年金のことまで気が回らない状態で2年から3年経過したころに、市役所からですと自宅に年配の方が訪ねて来た。その方から、将来の年金の必要性と今だったら年金が特別にさかのぼって納付ができるからと強く勧められたので、2度目の訪問の時に国民年金に加入した。

保険料は、その方が集金に来て、加入するまで未納であった分を2回に分割して納付した。加入後の保険料は、その方から受け取った当面の納付書で振り込み、その後は役所から送られてきた納付書で保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納扱いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年6月に退職し、その2年から3年後に国民年金に加入し、集金人にそれまで未納であった国民年金保険料を2回に分割して納付した。加入後の保険料は、納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の直前者の同記号番号払出状況等から平成4年9月であったものと推認される。この時点では、申立期間の保険料は時効により、制度上納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、当時の居住地を管轄する社会保険事務所で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別読みを含めた氏名検索を行ったほか、同社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の昭和52年7月から60年3月までの内容を確認したが、その形跡は見当たらなかった。このような状況で、市において申

立期間の保険料納付書を発行することはできないほか、当時、市では過年度保険料（特例納付を含む）の収納事務を取り扱っておらず、申立人が国民年金に加入した際、未納であった過年度保険料を市の集金人に納付したとの陳述には符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかったほか、申立期間は157か月と長期の申立てであり、また、申立人の妻も同期間を申し立てしており、行政側がこれだけの事務的過誤を行うことは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から60年3月まで

私の夫は、昭和52年6月に会社を退職して自営業を営んでいた。当時、仕事が忙しく国民年金のことまで気が回らない状態で2年から3年経過したところに、市役所からですと自宅に年配の方が訪ねて来た。その方から、将来の年金の必要性和今だったら年金が特別にさかのぼって納付ができるからと強く勧められたので、2度目の訪問の時に夫と一緒に国民年金に加入した。

保険料は、その方が集金に来て、加入するまで未納であった分を2回に分割して納付した。加入後の保険料は、その方から受け取った当面の納付書で振り込み、その後は役所から送られてきた納付書で保険料を納付していたので申立期間の保険料が未納扱いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和52年6月に会社を退職し、その2年から3年後に国民年金に加入し、集金人にそれまで未納であった国民年金保険料を、2回に分割して納付した。加入後の保険料は、納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の直前者の同記号番号払出状況等から、平成4年9月であったものと推認される。この時点では、申立期間の保険料は時効により、制度上納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、当時の居住地を管轄する社会保険事務所で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別読みを含めた氏名検索を行ったほか、同社会保険事務所におい

て、国民年金手帳記号番号払出簿の昭和 52 年 7 月から 60 年 3 月までの内容を確認したが、その形跡は見当たらなかった。このような状況で、市において申立期間の保険料納付書を発行することはできないほか、当時、市では過年度保険料（特例納付を含む）の収納事務を取り扱っておらず、申立人が国民年金に加入した際、未納であった過年度保険料を市の集金人に納付したとの陳述には符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかったほか、申立期間は 157 か月と長期の申立てであり、また、申立人の夫も同期間を申し立てしており、行政側がこれだけの事務的過誤を行うことは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から60年9月まで

私は、会社を退職後、独立して事業を始めた昭和55年11月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は妻の分とともに妻が集金人に夫婦二人分を納付していました。また、57年12月にB市に転居してからも、以前と同様に集金人に納めていました。

昭和55年11月の独立した後も景気が良かったので、C事業は順調でした。妻の保険料は納付済みとなっているのに、一緒に支払っていた私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年11月に国民年金に加入後、保険料の納付は申立人の妻が集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、B市の被保険者名簿から昭和61年4月8日の届出により、55年11月26日に国民年金の加入資格を得ていることが確認できるほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、61年4月25日であることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この時点において、申立期間のうち、55年11月から59年2月までの期間については、時効により制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の保険料納付記録をみると、昭和60年10月から61年3月までの期間の保険料を、62年10月26日に過年度納付していることがB市の被保険者名簿から確認でき、この時点でさかのぼって納付することが可能な60年10月以降の保険料であったことを鑑みると、同年9月までの保険料は未納であったと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の居住地（A市）を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、別の番号が払出された形跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年 1 月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月まで
② 平成 2 年 4 月から 5 年 3 月まで

私は、収入が少なかった昭和 57 年度から平成 9 年度まで、毎年、確定申告が済んだ後に A 市役所で、国民年金保険料の免除申請の手続を行っていた。

保険料の納付書及び保険料の未納の案内が送付された際は、市役所に免除申請の手続に行ったことがある。免除の申請後に申請の却下通知が 3 回程度きたと思うが、却下を取り消して免除にしてもらうように再度申請して、免除の承認がされた。

免除申請を毎年行っていたので、申立期間①及び②だけが申請免除ではなく未納とされているのは、市役所又は社会保険事務所の過誤であり、納得できない。申立期間を申請免除と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年度から平成 9 年度までの間、毎年、確定申告が終わってから市役所で免除申請の手続をしていたので、申立期間①及び②の間についても免除が認められていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人に係る社会保険庁の記録及び市の国民年金被保険者名簿とも、昭和 57 年 7 月から 62 年 3 月までの期間、平成元年 1 月から 2 年 3 月までの期間及び 5 年 4 月から 9 年 6 月までの期間は申請免除と記録されているが、申立期間①及び②については申請免除と記録されていない上、同期間の記録について取消しや変更などの処理が行われた^{じせき}事蹟は見当たらない。

また、申立人の妻に係る社会保険庁の記録及びA市の被保険者名簿の記録においても、申立期間①及び②は未納と記録されている。

さらに、社会保険庁の記録には、昭和60年4月以降の免除申請の承認案件について、免除承認の期間及び免除申請日が記録されているところ、申立期間①と②の間の平成元年1月から2年3月までの15か月の申請免除については、免除申請日が元年4月10日と記録されている。この免除申請が行われた同年4月は、平成元年度の免除申請可能期間であるとともに、昭和63年度の平成元年1月から同年3月までの免除申請が可能であり、この時期に免除申請が出されて承認されたことが確認できる。このような事象は、平成元年3月までに、昭和63年度の免除の承認が行われていない場合にしか行われない。

加えて、申立期間①及び②当時の免除申請の手続は、被保険者から市役所に提出された免除申請書が、市役所から社会保険事務所へ送付され、社会保険事務所において審査を行い、承認や却下の審査結果は社会保険事務所から市役所を経由して被保険者に通知される取扱いであった。

審査の結果、免除申請が承認された場合、社会保険事務所において被保険者記録に記載されるとともに、市役所においても社会保険事務所からの通知に基づき被保険者名簿に記載されることになるが、上述のとおり、申立人及び妻の記録には、いずれも、申立期間①及び②については申請免除と記録されておらず、合計4年9か月間の記録が社会保険庁及び市役所でそれぞれ同時に漏れたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年11月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和37年に、夫が、職場に来ていた集金人に依頼して行ってくれた。

国民年金保険料は、夫が、集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたが、私が国民年金に加入した後1年ぐらいの間は、納付日は同一日では無かったと思うと夫から聞いている。

私も、何度か集金人が来ているのをみた記憶があり、申立期間の保険料についても同様に夫が納付してくれていたと思うので、未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年7月ごろ、夫が集金人を通じて申立人の国民年金の加入手続を行い、その後の申立人の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年9月30日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の昭和37年7月から38年3月までの間の検認印は押されていない。

さらに、上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、複数の氏名別読み検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年12月まで

私は、A市B地区に住んでいた昭和47年6月ごろに、近所の人から勧められて、A市役所C支所で国民年金の加入手続きをした。

昭和47年7月ごろにA市D地区に転居したが、3か月ごとに自宅で集金人に国民年金保険料を納付していた。保険料額についてははっきり覚えていないが、納付の都度、自宅に保管していたはがき大の紙片に集金人が押印していたと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月にA市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、同年7月に市内で転居後、3か月ごとに自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「不明届 47. 9. 22」、「判明 50. 1. 27」と記載されていることが確認できる。A市では、「不明届」は、被保険者の転居先が不明で集金できなかった場合に集金人から提出されるもので、「判明」は、住所判明後に新たな住所を記録した日であるとしており、申立期間のうち、遅くとも昭和47年9月から50年1月までの間については、集金人が申立人宅へ集金に行けなかったと考えるのが自然である。

また、申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳の昭和47年度及び48年度の欄に、上述の住所判明後の昭和50年に未納の催告^{じせき}を行ったことを示す事蹟が見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2742

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

私は昭和36年6月に、義母に国民年金に加入するように言われ、切りのよい37年4月ごろに義妹と相前後して加入したと記憶している。

加入手続はA市役所において私が自分で行った。その時、国民年金手帳を受領したが、後にB市に転居する際にA市役所に回収された。

加入当初は月額200円程度の保険料を、A市の女性集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月ごろ、A市役所において国民年金の加入手続を行い、その後41年にB市に転居するまでの間、集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月にB市で払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録から、申立人が同年4月23日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は、保険料を納付することができない。

また、A市を所管するC社会保険事務所において、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、旧姓を含む各種の氏名検索を行っても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで

私は、会社を退職してしばらくした昭和43年3月ごろ母から国民健康保険の加入を勧められ、郵便局へ手続に行ったところ、国民年金にも加入し、既に未納になっている保険料15か月を納めなければならないと言われたので、金額は覚えていないが当月と併せた1回2か月を15回分割で完納した。それなのに未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険の加入のため郵便局に手続に行ったところ、国民年金にも加入しないと手続はできないと言われ、未納分の国民年金保険料を現年度分と合わせて分割で納めたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和44年1月25日に払出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認でき、43年3月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、郵便局では、国民年金の加入手続は行えず、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は申立期間に係る保険料については、1か月ずつ、現年度分の1か月と併せた2か月を15回に分け月々納付したと陳述している。この場合、少なくとも昭和43年5月以降の分割払い時には過年度保険料が含まれていたこととなる。一方、申立期間当時の現年度保険料の収納は、印紙検認方式によりなされており、同年5月以降の納付について、現年度と過年度を併せて郵便局で納付することはできない。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別の読みを含む氏名検索のほか、居住地を所管する社会保険事務所の払出簿の内容を確認する

も、その存在をうかがわせる痕跡こんせきは無く、申立人が申立期間の保険料を過年度納付した痕跡こんせきも見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年ごろ母がA市役所で私と兄の分の加入手続を行い、38年1月まで兄妹分の保険料を納付してくれていた。また、結婚後はB市で私が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、申立期間の未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、昭和36年12月7日に兄と連番で最初の国民年金手帳記号番号（以下「手番A」という。）の払出しを受けていることが同払出簿から確認できるものの、当該払出簿には「消除」の記載があり、いったん払い出されたものの、取消しに準じた扱いがなされた形跡がうかがえる。

また、申立人は、A市で手番Aの払出しを受けた後、昭和37年10月にB市へ転出していることが戸籍の附票から確認できる。この場合、手番Aで継続して保険料を納付するためには、転入地のB市において国民年金に係る住所変更の手続を行う必要があるが、当該手続がなされた場合に作成される市の被保険者名簿は不存在であり、当該手続がなされた形跡はみられない。

さらに、申立人には、昭和41年5月にB市において現在の基礎年金番号に当たる国民年金手帳記号番号（以下「手番B」という。）が払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。仮に、手番Aで継続して保険料を納付していたとするなら、B市は手番Aの存在を把握しながら、新たに手番Bの払出しを行ったこととなり不自然さは否めない。

これらの点を踏まえると、申立人は、昭和36年12月に兄と連番でいったんは手番Aの払出しを受けたものの、保険料の納付が無いまま何らかの事情に

より取消しに準じた取り扱いがなされ、結婚後の 41 年 5 月の B 市において、新たに手番 B の払出しを受け、払出年度である昭和 41 年度以降の保険料から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索のほか、管轄する社会保険事務所の払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年4月まで

私は、平成2年8月20日に退職し、その月末に社会保険事務所で国民年金と健康保険(任意継続)の加入手続をして、5万円から6万円ぐらいを納めた。その後も納付書に5万円から6万円ぐらいを添えて2回又は3回、社会保険事務所に納めたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年8月に社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、5万円から6万円ぐらいの国民年金保険料を納め、その後も同額を社会保険事務所に納めたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、平成8年10月11日になされていることが市の国民年金被保険者台帳から確認できる。この場合、この手続時点では、申立期間は時効により、既に納付できない期間になっているほか、2年8月に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の資格の記録をみると、平成7年10月21日付けで初めて資格を取得していることが申立人が所持する年金手帳、市の被保険者台帳及び社会保険庁の電算記録のいずれにおいても確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、当時、現年度保険料の収納は、市で取り扱っており、社会保険事務所で納付したとする申立人の陳述とは符合しないほか、申立人は、申立期間ではなく、平成7年10月に健康保険(任意継続)の資格を取得していることが社会保険事務所の記録から確認できることから、申立人がこの手続と錯誤している可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏

名の別読みによる検索を行うとともに、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年5月まで

私は、退職後の昭和56年1月又は同年2月ごろにA市役所で加入手続きをし、その時に初めの月額保険料3,000円ぐらいを納めた。

当時はまだ納付書ではなかったもので、その後も2回又は3回、市役所の窓口で現金を持参し納付した。

加入手続き時に年金手帳を提出し、後日返送されてきたが、国民年金に関する記載が無かったので問い合わせると、「台帳で管理しているから大丈夫。」と言われたのに、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年1月又は同年2月ごろに加入手続きを行い、保険料月額3,000円ぐらいを市役所の窓口で納めたと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、申立期間より後の昭和63年12月29日に新規に国民年金の資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続き時期をみると、平成元年2月13日になされていることが市の被保険者名簿から確認できる。この場合、手続き時点では、申立期間の保険料は時効により、既に納付できない期間になっているほか、昭和56年に加入手続きを行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所の昭和54年7月から同年9月までの期間及び56年1月から同年6月ま

での期間について同払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわせる事情は確認されなかった。

加えて、申立人陳述の納付保険料額と当時の保険料額とに相違がみられるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から58年12月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで

私は、会社を退職後、妻と二人で昭和49年3月から自営業を開始し、同時に市役所で妻と共に夫婦二人分の国民年金に加入した。国民年金と厚生年金保険は保険料を納めた分、両方から年金としてもらえるものと確信していたので、同年4月から60年2月までの間、郵送されてきた納付書を使い、妻が自分の分と併せて金融機関で夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間①及び②は、厚生年金保険と重複して国民年金の保険料を納付しているが、還付されていないので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険と重複して国民年金の保険料を納付したので、還付してほしいと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、昭和49年3月17日付けで資格を取得した後、厚生年金保険加入に伴い57年8月18日付けで資格を喪失、その後は、59年1月21日付けで再取得していることが、市の被保険者台帳及び社会保険庁双方の記録において確認できる。この場合、申立期間①は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。また、この点については、市の被保険者台帳及び社会保険事務所の特異台帳の57年8月の検認記録欄に「資格喪失」の記載が認められるとともに、被保険者台帳の枠外には「昭和57年8月社保台帳と照合」と記載されている状況を踏まえると、申立人の資格の喪失に伴う手続は遅滞無く資格喪失月になされたものと推定でき、申立

期間①の国民年金保険料は納付されていないと考えるのが相当である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間①当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の記録を確認したが、その形跡は見当たらなかったほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、市の被保険者台帳及び社会保険事務所の特殊台帳から、申立人が申立期間の保険料を納付した事実は確認できるものの、社会保険事務所の電算記録から、この期間に該当する昭和59年7月から同年9月までの保険料「1万8,660円」が、平成16年5月19日に還付決議され、金融機関名及び振込口座番号の記載とともに、送金（支払）通知書が同年10月6日に作成されていることが確認できることから、重複納付された保険料は還付されたものと考えするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年3月ごろ、自宅に区役所又は社会保険事務所の職員の高齢のおばさんが来て、年金制度が始まるから国民全員加入しないといけないと言われ、国民の義務は守らなければならない気持ちがあったので、妻が夫婦二人分の加入手続をして、毎月集金人に保険料を納付していました。それなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

金額は覚えていないが、2か月から3か月に一回自宅に来てくれる集金人に妻が夫婦二人分を納付しており、最初は年金手帳をもらっていませんでしたので、毎回領収証をもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月ごろに申立人の妻が夫婦二人分の加入手続を行い、その妻が継続して集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年4月に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、36年3月ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間については、昭和37年4月中であれば、まとめ払いにより集金人に現年度納付は可能であったが、その場合、2か月から3か月ごとに集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、市において集金人による保険料収納が開始されたのは昭和37年2月からであり、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人夫婦の資格の記録をみると、平成7年に訂正されるまでの間、昭和36年12月18日付け強制加入として認識されていたことが特殊台帳及び

社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、同年 11 月以前については、記録訂正がなされるまでは未加入期間として認識されていたこととなり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年3月ごろ、自宅に区役所又は社会保険事務所の職員の高齢のおばさんが来て、年金制度が始まるから国民全員加入しないといけないと言われて、国民の義務は守らなければならない気持ちがあったので、私が夫婦二人分の加入手続をして、毎月集金人に夫婦二人分の保険料を納付していました。それなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

金額は覚えていないが、2か月から3か月に一回自宅に来てくれる集金人に私が夫婦二人分を納付しており、最初は年金手帳をもらっていませんでしたので、毎回領収証をもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月ごろに夫婦二人分の加入手続を行い、継続して集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年4月に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、36年3月ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間については、昭和37年4月中であれば、まとめ払いにより集金人に現年度納付は可能であったが、その場合、2か月から3か月ごとに集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、市において集金人による保険料収納が開始されたのは昭和37年2月からであり、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人夫婦の資格の記録をみると、平成7年に訂正されるまでの間、昭和36年12月18日付け強制加入として認識されていたことが特殊台帳及び社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、同年11

月以前については、記録訂正がなされるまでは未加入期間として認識されていたこととなり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から48年12月まで

私は、それまで勤めていた会社が昭和40年4月に倒産したので、私の性格からして、翌月の同年5月から国民年金保険料を支払っていたはずである。

また、昭和43年に結婚してからは、妻が私の保険料を毎月現金で支払っていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金は、満20歳から被保険者資格を取得することができるが、申立期間のうち、満20歳未満であった昭和41年以前については、制度上、国民年金に加入することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した、平成元年6月26日から同年7月ごろまでの間に行われたものと推定され、その資格取得日は、同年7月1日とされていることから、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であるとともに、昭和48年1月から同年12月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

申立てどおり、申立期間の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容を調査し、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人及びその妻からは、国民年金の加入手続や当時の具体的な保険料の納付状況について、明確な陳述が得られなかった上、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたこと示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年9月までの期間、49年6月から50年1月までの期間、50年6月から同年12月までの期間及び56年6月から58年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から同年9月まで
② 昭和49年6月から50年1月まで
③ 昭和50年6月から同年12月まで
④ 昭和56年6月から58年11月まで

私の妻が区役所に出向き、国民健康保険料とともに夫婦二人分の国民年金保険料をいつも現金で間違い無く納付してきた。

昔のことで納付金額は覚えていないが、申立期間の大部分は、妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのはなぜなのか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が区役所において夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する夫婦二人分の国民年金手帳の資格の取得及び喪失記録をみると、共に昭和35年11月7日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得し、申立人が厚生年金保険に加入した、47年12月1日に資格を喪失していることが分かる。また、当該国民年金の被保険者期間については、国民年金制度が発足した36年4月以降、夫婦共に夫婦二人分の保険料をすべて納付していることから、申立てどおり、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことが確認できる。一方、その後の当該資格の取得及び喪失記録をみると、妻は、強制加入被保険者の資格を喪失した昭和47年12月1日付で、任意加入被保険者の資格を取得し、一部の未納期間を除き、引き続き保険料を納付しているが、申立人については、51年10月1日に強制加入被保険者の資格を再取

得したことが記載され、これらの記載は社会保険庁の記録とも一致していることから、申立期間①、②及び③については、記録上、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間④の始まる昭和56年6月24日に、妻が厚生年金保険に加入したことに伴い、同日付けで申立人及びその妻は、国民年金被保険者の資格を喪失しているが、申立人の国民年金手帳には、その後、申立期間④直後の58年12月17日に任意加入被保険者の加入届とともに付加年金の加入届を行ったことが記載されており、同様に社会保険庁の記録とも一致していることから、申立期間④は、任意加入被保険者の未加入期間であったことが分かる。したがって、当該期間についても、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

この任意加入及び付加年金の加入届について、妻は、手続を行っていないと主張し強く否定しているが、加入日と同じ昭和58年12月17日の出納印が押された、52年12月及び53年1月から同年3月までの期間の2枚の領収証書を所持しており、そこに記載された納付金額は、いずれも付加保険料を含む当時の保険料額であることから、その主張には合理性がうかがえない。

さらに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする妻が、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容を調査し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、当該申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年6月まで

昭和36年に結婚した時、私の妻がA市役所で私の国民年金加入手続を行った。

昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料が未納とされているが、妻が夫婦二人分の保険料を女性集金人に納付していた記憶が有るので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に、申立人の妻がA市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を女性集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、申立人の手帳記号番号は昭和45年4月30日に申立人の妻の手帳記号番号と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人が主張する国民年金加入手続時期とは符合しない上、申立期間は、時効の成立により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、昭和11年3月から39年7月までB市に住所地を置いていたことが戸籍の附票から確認できるところ、制度上、国民年金の加入手続は住所地の市町村で行うこととされており、36年当時、B市に住所を有していた申立人の国民年金加入手続をA市で行ったとは考え難い上、申立人の加入手続を行ったとする申立人の妻からは、この間の事情を聞くことはできなかった。

さらに、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の申立期間と同一期間の保険料も、昭和38年7月から39年7月までの厚生年金保険加入期間を除き未納である上、申立期間は4年3か月と長期間であり、これだけの長期間

にわたり、申立人とその妻の納付記録がともに連続して欠落したとは考え難い。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、その存在は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年8月まで

私は、昭和47年4月にA社を退職したころ、いどこに勧められ、当時病気だったので母親に頼み、国民年金の手続をしてもらった。当時は、年金のことについて今ほど重要に思っていなかったが、将来のためにいいと聞き付加年金にも加入した。

保険料は市役所から送付されてきた納付書により、毎月、B銀行C支店で支払った。

支払いの記録はすべて市役所に記録されているはずと思っていたので、領収書は結婚の時又は離婚した時に処分してしまったようである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和47年4月に、母親が国民年金の加入手続をしたと陳述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和54年12月27日に、当時の住所地を管轄するD社会保険事務所において払い出されており、また、年金手帳を見ても同年12月1日付けで初めて国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は国民年金未加入期間であることから、この時点において、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料が、納付可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、結婚前の住所地を管轄するE社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたこと

をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所から送付された納付書により、毎月、銀行の窓口で納付していたと申し立てているが、市においては、申立期間のうち、昭和48年3月以前の保険料納付は印紙検認方式であり、同年4月以降は納付書方式になったものの、この当時は3か月単位の納付書が用いられており、陳述内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの期間及び同年5月から13年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から12年3月まで
② 平成12年5月から13年2月まで

私は、平成8年1月からA社で仕事をしていたが、9年1月ごろに、母が国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間①及び②の保険料は、その当時には支払うことができなかったため、納付期限から遅れて平成14年ごろに、区役所又は社会保険事務所から郵送されてきていた納付書を使用して、銀行の窓口で一度にまとめて支払ったと思う。

申立期間の保険料を支払うために、手元にあった現金約5万円と、不足する分を自分の銀行口座から引き出したが、引き出した時期や金額についてはよく覚えていない。

以上の事情にもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料について、区役所又は社会保険事務所から送達された納付書により、平成14年ごろに銀行の窓口で一括して過年度納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料を納付した時期を平成14年1月と仮定しても、申立期間のうち、平成10年4月から11年11月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、制度上納付可能な同年12月から13年2月（納付済みの平成12年4月を除く）までの期間の保険料を一括して納付したとすると、その金額は約19万円と高額になるが、申立人は手持ちの現金約

5万円と不足する分を銀行預金から引き出したとしているものの、引き出した金額等に関する記憶は明確でない。

また、申立期間の国民年金保険料納付が可能となる年金手帳記号番号の払出しの有無について、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から41年3月まで

私が20歳の時、両親がA区役所の窓口で、国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。申立期間当時、経済的余裕があったので、母親が自宅まで来ていた男性集金人に、両親を含めて三人分の国民年金保険料を3か月ごとに支払っていたと思う。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時、両親がA区役所で申立人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が集金人に納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年1月から同年3月ごろの間に、国民年金未加入者に対する特別適用対策として職権で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、少なくとも38年12月以前の国民年金保険料は制度上納付することができず、また、39年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付については、他界した両親がしてくれたとしており、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年3月まで

私は、昭和51年*月*日に結婚し、同年6月又は同年7月ごろに、妻が入籍などの手続を行うためA区役所へ行った時に、夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

その際、職員から夫婦共に20歳からの保険料を、さかのぼってまとめて納める必要があると言われたので、手続時又はその後間も無い時期に、区役所の窓口で未納期間に係る夫婦二人分の保険料を妻が一括納付し、年金手帳を受け取った。

しかし、領収証書を受け取った記憶は無く、年金手帳に月日を記入されたことが領収証書の代わりだと思っていた。

昭和58年*月*日にマンションを購入する際、年金住宅融資を利用したが、保険料の未納期間があるなどの指摘は無く、また、今まで保険料未納による催告を受けた記憶も無いので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和51年に国民年金の加入手続を行い、区役所窓口で申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和51年8月10日に連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、49年1月から51年3月までの間の国民年金保険料は過年度保険料となるため、区役所窓口で納付することはできず、また、48年12月以前の保険料については、制度上過年度納付することができない上、当時は特例納付実施時期では無いため、特例納付することも

できない。

また、申立期間の国民年金保険料を、納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦は、昭和 58 年に住宅金融公庫による年金住宅融資を受けた実績のあることを、国民年金保険料の未納が無いことの一つの根拠としているが、当時の同公庫の融資条件は、国民年金被保険者期間が通算 3 年以上あり、融資申込月前月までの 2 年間に未納が無いことなどとされているのみであり、この融資実績を根拠に申立期間の保険料納付を推認することはできない。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び国民保険料納付は、妻が行っており、申立人は納付等に直接関与していない一方、申立期間の保険料額についての妻の記憶も明確でなく、申立人夫婦から、申立期間の保険料を納付した事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から51年3月まで

私は、昭和51年*月*日に結婚し、同年6月又は同年7月ごろに、入籍などの手続を行うためA区役所へ行った時に、自身で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

その際、職員から夫婦共に20歳からの保険料を、さかのぼってまとめて納める必要があると言われたので、手続時又はその後間も無い時期に区役所の窓口で、私が未納期間に係る夫婦二人分の保険料を一括納付し、年金手帳を受け取った。

しかし、領収証書を受け取った記憶は無く、年金手帳に月日を記入されたことが領収証書の代わりだと思っていた。

昭和58年*月*日にマンションを購入する際、年金住宅融資を利用したが、保険料の未納期間があるなどの指摘は無く、また、今まで保険料未納による催告を受けた記憶も無いので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で昭和51年に国民年金の加入手続を行い、区役所窓口で申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和51年8月10日に連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、49年1月から51年3月までの間の国民年金保険料は過年度保険料となるため、区役所窓口で納付することはできず、また、48年12月以前の保険料については、制度上過年度納付することができない上、当時は特例納付実施時期では無いため、特例納付することも

できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦は、昭和 58 年に住宅金融公庫による年金住宅融資を受けた実績のあることを、国民年金保険料の未納が無いことの一つの根拠としているが、当時の同公庫の融資条件を確認したところ、国民年金被保険者期間が通算 3 年以上あり、融資申込月前月までの 2 年間に未納が無いことなどとされているのみであり、この融資実績を根拠に申立期間の保険料納付を推認することはできない。

加えて、申立期間の保険料額についての申立人の記憶も明確でないなど、申立人夫婦から、申立期間の保険料を納付した事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

平成5年ごろ、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送られてきたので、亡き父がそれを持って区役所でまとめて納付した。申立期間に係る保険料の領収書については紛失してしまい残っていないが、亡き父が間違い無く納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人の国民年金加入手続については記憶が定かでないが、平成5年ごろ申立期間に係る保険料の納付書が送付されたので、夫が一括で納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の年金加入記録及び保有している年金手帳を見ると、平成6年4月1日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるのみであり、それ以前に国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる記録は見当たらず、申立期間は国民年金未加入期間となっている。

また、申立期間に係る保険料が納付可能な国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

さらに、A市においては、平成5年当時、原則として国民年金未加入者に対して、職権により国民年金手帳記号番号を払い出すことや、納付書を発行するような取扱いを行っていたとの事情は認められない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び納付に関与していないため、当時の状況について陳述を得ることができない。

このほか、当委員会において、直接意見の陳述を受けたが、申立期間の保険

料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、特に保険料納付に繋がる新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 1 月 26 日から 34 年 12 月 26 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社及びB社の2社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

結婚を理由にB社を退職する際、会社からは退職金の支給も受けていない。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年3か月後の昭和36年3月17日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金支給額の計算のためと思われる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記載が確認できるほか、脱退手当金が支給決定される直前の同年2月9日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被

保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、B社を退職後、昭和49年10月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 22 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 10 日から 42 年 11 月 26 日まで
③ 昭和 44 年 1 月 15 日から 45 年 5 月 8 日まで

申立期間の厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

当時は、年金制度についての知識も無い上、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 8 月 21 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立期間に係る最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示には年月を示すと思われる「45. 7」との数字が併記されていることが確認できる。ところ、申立人の脱退手当金が昭和 45 年 8 月 21 日に支給決定されていることを踏まえると、併記された数字は同年 7 月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されて

いるページを含む前後 13 ページ（計 129 人）のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 9 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 5 人みられ、その全員が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 3 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 37 年 7 月 16 日ごろから A 社で働いており、同社の G 品売場があった B 社 C 店に派遣されていた。その後、B 社 D 店の開業に伴い、38 年 2 月に同店内の H 品売場に異動し、39 年 4 月 15 日まで勤務していた。
勤務地が I 市から J 市に変わっただけで、申立期間もずっと A 社で働いていたにもかかわらず、厚生年金保険加入期間に空白があるのはおかしい。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及びその前後を通して「A社」に勤務しており、申立期間については職場の異動があっただけであると申し立てしているところ、「A社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、E社とF社はそれぞれ別個の法人であることが確認でき、E社はK業の経営等を目的としている等事業内容もまったく関連性が認められないこと、及び社会保険庁の記録においても、両法人は別個の厚生年金保険適用事業所となっていることから、E社とF社が同一の会社であったとは考え難い。

申立人は、昭和 37 年 7 月 16 日ごろから「A社」から B 社 C 店に派遣されていたと申し立てしているところ、E社において、同年 7 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から、「申立人は私より後に入社し、一緒に K 業の受付等の事務をしていた。数か月ほど在職していたと思うが、急に退職したので心配していたのを覚えている。」旨の陳述が得られたことから、申立人が当時勤務していたのは社会保険庁の記録どおり E 社であると認めら

れる。

一方、申立人は、F社において昭和38年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できるが、同社において同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、B社D店内にあったF社のL品売場で働いていたと陳述している同僚から、「L品売場の隣のH品売場で申立人が働いていたことを覚えている。申立人がH品売場で働き始めたのは私より後で、私が勤め始めた時は申立人の前任者がいた。申立人はC店から移ってきたと言っていたのを覚えている。」旨の陳述が得られたことから、申立人が職場を異動した時期は、同年8月以降だったことがうかがえる。

また、申立人は、E社退職後、F社に入社した時期・経緯等についてはっきり覚えておらず、F社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時在職していたことが確認できる複数の同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態について陳述を得ることはできなかった。

以上の事情及び関連資料等から、申立人は社会保険事務所の記録どおりに昭和38年2月にE社を退職後、同年7月にF社に入社し、当初はB社C店内の売場に派遣されていたが、同年8月以降にB社D店内の売場に異動したと考えるのが相当である。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 38 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。兄が勤務していた同事業所に就職し、事業主の実家であるB社の2階で兄及び同僚2人と2年半ほど住み込み、その後は自宅から通勤して、約5年間勤務した。A社でC業務の技術を習得したことで、次の職場に転職もできたのに、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚である申立人の兄は、「弟を自分が勤務するA社に紹介し、当初はB社の2階で共に住み込み、5年程度勤務していた。」旨、陳述しており、申立人の申立期間におけるA社での在職は推認することができる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しているが、申立人の兄を除いて、その住所等連絡先は不明であり、これらの者から同事業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、給与から何らかの控除があったとしているものの、その内訳及び金額に関しては不明であり、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、申立人と同様にA社に勤務し、同時期に退職したとする申立人の兄は、同事業所が社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入していたか否か、また、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かに関して、確たる記憶が無いとしており、当該兄についても、社会保険事務所に申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人は、A社の事業主の実家であるB社で住み込んでいたので、同事業所で厚生年金保険に加入していた可能性もあるとしているため、同事業所に関しても同様の調査を行ったものの、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 15 日から 62 年 9 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、昭和 59 年 8 月ごろから 62 年 9 月ごろまで勤務していた、A社の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していた期間も、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録等により、申立人は、昭和 60 年 2 月から 61 年 4 月まで、A社において勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 44 年 3 月 1 日から 49 年 1 月 21 日までの期間及び平成 2 年 7 月 1 日から 12 年 6 月 14 日までの期間であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、事業主は、申立期間当時、社員を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を正確に記憶しておらず、連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の勤務の状況及び保険料控除について聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 12 月 20 日まで
私は、申立期間において、A社にB業務従事者として勤務していたのに、社会保険事務所に同社に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間を厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間当時、A社において勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、事業主は、「厚生年金保険適用事業所となるまでは、厚生年金保険料を控除していなかった。」としている。

さらに、事業主は、「厚生年金保険適用事業所となるまでは、社員全員が国民年金に加入していた。」としているところ、申立期間に係る同僚のうち、連絡をとることができた1人は、申立期間は国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から27年12月まで

昭和25年4月に中学校の紹介で、A社に就職し、27年12月まで勤務したのに、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録が無い。社長及び同僚の名前、事業所の所在地も記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人が陳述する所在地において、B社という適用事業所が確認できる。また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を記憶している同僚3人全員の記録が確認できる。さらに、そのうちの2人は、申立人が同社に在職していたと陳述していることから、申立人の同社在職時期及び在職期間は不明であるものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社の事業主の子で、申立期間当時、同社社員でもあった者は、申立期間当時の同社に係る資料等は現在無く、自身は厚生年金保険料の控除及び納付に関与していなかったため、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付については不明であるとしている。

また、B社の厚生年金保険新規適用日は、昭和27年4月1日であり、申立期間のうち、同日までは適用事業所では無い上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、健康保険証の整理番号にも欠番は無い。

さらに、B社の厚生年金保険の新規適用日である昭和27年4月1日には、16人が資格を取得しているが、そのうち15人（申立人が名前を記憶している前述の同僚3人を含む。）が、同日付けでC社において資格を喪失していると

ころ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は見当たらず、健康保険証の整理番号にも欠番は無い上、同社の厚生年金保険新規適用日は、26年10月17日であり、申立期間のうち、同日までは適用事業所となっていない。

加えて、申立人は、申立期間を昭和27年12月までとしているものの、申立人の厚生年金保険被保険者記録をみると、申立人は、申立期間中である同年6月17日にD社で被保険者資格を取得していることが確認できる。申立人は、B社を退職後、しばらく期間を空けてからD社に転職したと陳述しているが、B社を退職した時期及びD社に入社した時期に関しては、確たる記憶が無いとしている。また、申立人を記憶している同僚も、申立人の在職時期及び在職期間については不明としているため、B社及びC社の新規適用時において、申立人がこれらの事業所に在職していたか否かについて明らかとすることはできない。

なお、複数の同僚は、申立期間当時におけるB社の従業員数は30人程度であったとしているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる新規適用時の被保険者数は16人であり、当該名簿に欠番が無いことから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことも考えられる。

このほか、申立人は、給与から何らかの控除があったと陳述しているものの、その内訳及び金額に関しては不明としており、申立人が、申立期間において、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 18 日から 51 年 4 月 1 日まで
昭和 44 年 4 月に A 社に入社して、途中で B 社に社名変更されたが、継続して平成 14 年 5 月 24 日まで勤務した。
しかし、厚生年金保険加入記録の照会を行ったところ、昭和 48 年 12 月 18 日から 51 年 4 月 1 日までの加入記録が漏れているとの回答があった。A 社では本社の勤務を経て、47 年からは営業所に出て各事業所で勤務したが、60 年には永年勤続表彰を受けており、また、48 年又は 49 年には病気のため健康保険証を使用したと思う。申立期間について、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の社内報において申立人が永年勤続表彰受賞者と記載されているほか、3 名の同僚から申立人が申立期間において勤務していたとの証言が得られたことから、申立人が申立期間を含め同社に継続して勤務していたことは推定できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録において申立期間の加入記録は無く、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A 社の後継会社である B 社は、申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険料の控除等は不明と回答しており、同社提出の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届によると、昭和 51 年 4 月 1 日付けで、A 社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した際の記号番号は、申立期間より前の 44 年 4 月 7 日付けで、同社に入社した時に付番されていた記号番号と別番号となっている上、同社の被保険者名簿をみると、48 年 12 月 18 日付けの資格喪失手続において申立人の健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の記録も

確認できることから、申立人が、申立期間当時において、厚生年金保険に未加入であったことを認識していたことがうかがえる。

さらに、A社において、申立人と同様に昭和48年12月18日に資格を喪失し、51年4月1日に資格を再取得した者がほかに6名みられることから、同社において何らかの事情により社会保険庁の記録どおりの届出が行われたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 21 日に A 社に入社し、3 年間ほど B 業務に従事した。

しかし、社会保険事務所の記録では、昭和 42 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失とされているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 3 月から 3 年間ほど A 社に勤務したので、申立期間においても、同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社には、申立人の勤務実態を確認できる関連資料は保存されていない上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から把握した申立期間当時の従業員 10 人からも、申立人の申立期間における在職を確認できる陳述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の A 社における厚生年金保険被保険者記録は雇用保険の記録と一致している上、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和 42 年 9 月 1 日の資格喪失時に健康保険証が返還されたことを示す「証返」の記載がみられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月21日から同年12月21日まで

私は、A社から依頼のあった工事を完了させるために、B社に平成8年12月20日まで在職していたことに間違いなく、退職日を記入したメモ手帳が今でも手元にあるので、資格喪失日が同年11月21日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における雇用保険の記録は、平成8年11月20日に離職とされており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、平成7年4月1日に「高年齢雇用継続給付」の該当者となっており、申立人が、当該高年齢雇用継続給付を最後に受給した対象月の記録をみると、平成8年10月となっているほか、離職日が同年11月20日付けの離職票が交付されていることも確認できる。

さらに、申立人は、平成8年11月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得していることが、社会保険庁の記録から確認できるが、任意継続被保険者となるためには、「資格喪失日から20日以内に申請すること」が要件とされていることから、申立人は、資格を喪失し、改めて同年12月10日までに任意継続被保険者の資格を取得したものと推認される。

加えて、申立期間当時の事業主からは、「はっきりとは覚えていないが、平成8年11月20日付けで申立人の退職手続を行い、その後の申立人が出勤した分の給与は、別途、日給計算をして支給していた可能性もある。」との陳述があった。

また、申立人の氏名について各種読み方による検索を行ったが、申立期間に

係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から同年 12 月まで

私は、昭和 32 年 3 月から同年 12 月の間に、A 市 B 区の C 社に 6 か月の臨時雇用の条件で勤務していた。仕事内容は D 業務だった。この 6 か月の期間が厚生年金保険に未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は C 社 D 支社に 6 か月間の臨時雇用の条件で勤務していたと申し立てているところ、同事業所の所在地、職場の配置等を具体的に記憶していることから、在職期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C 社は、「当時、臨時雇用という雇用区分はあったが、申立期間当時の厚生年金保険の資格得喪届が保存されていないため、保険料控除、届出等の当時の事情は不明。」と回答している。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において抽出調査した 7 人の同僚は、いずれも「C 社では、数か月の臨時雇用期間を経て正社員となったときに厚生年金保険に加入した。」と回答していることから、申立人が臨時雇用の身分で勤務していたとする申立期間の厚生年金保険料は、控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 38 年 2 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの期間に係る脱退手当金を支給済みとなっている。
しかし、申立期間当時、母親から「脱退手当金は受給しない方がいい。」と言われたため、脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いと申し立てている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 6 月 15 日まで

戦前にA市B区にあったC病院の事務長と私の父は知り合いであり、当時、仕事をせずにいると徴用されるおそれがあったので、その事務長の紹介で昭和 16 年ごろから 20 年 6 月まで同病院の事務員として勤務した。当時の同僚の名前を覚えている。

しかし、社会保険庁の記録では、C病院に勤めていた期間が厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が所持する写真（集合写真、病院写真）から、申立人がC病院に事務員として勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者の事務員及び女性への適用は昭和 19 年 6 月に施行され、同年 10 月から保険料徴収が実施されたものの、医療事業（昭和 23 年 7 月制定の医療法による医療法人）が適用対象とされたのは 28 年 9 月からであり、申立期間当時、C病院は厚生年金保険の適用事業所では無かったものと判断される。

また、C病院は昭和 20 年に焼失し、申立事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人が同僚としている者も、C病院における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社からB社に平成 12 年 7 月 21 日付けで転籍したが、同社の厚生年金保険資格取得日が同年 8 月 1 日となっている。

継続して勤務していることに間違いは無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間のうち、平成 12 年 7 月 21 日からB社で勤務していることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 12 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B社から提出された労働者名簿によると、申立人の雇入日は平成 12 年 7 月 21 日となっているものの、社会保険の取得日は同年 8 月 1 日と記載されていることが確認でき、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、B社から提出された平成 12 年 8 月給与の支給控除項目一覧表によると、申立人を含む従業員 12 名全員が同年 8 月の健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間において、居住するC市で国民健康保険に加入していることが確認でき、当時、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、市で加入手続をとったものと考えられる。

以上の事情からB社は、申立期間において厚生年金保険の適用手続が行われておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。